

鳥取県告示第133号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月2日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 みのり福祉会	倉吉市福守町452	みのりサングリーン	倉吉市和田東町向山914-58	短期入所	平成24年3月1日
〃	〃	サンジュエリー短期入所	倉吉市福守町452	〃	〃
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55	障害者支援施設敬仁会館	倉吉市山根55-39	〃	〃
社会福祉法人 みのり福祉会	倉吉市福守町452	向山ブルースカイ	倉吉市和田東町向山914-58-2	就労継続支援B型	〃
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北栄町北条島366-7	社会就労センターげんき工房	東伯郡北栄町北条島366-7	〃	〃
〃	〃	ヘルパーステーショントマトゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字龍島500	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	〃